* 第２回阿南市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録
* 日　時　　平成２８年４月２７日（水）午後１時３０分から
* 場　所　　６０３会議室　(阿南市役所本庁舎６階)
* 出席者　　阿南市産業部長　　　　　　　坂本　誠規

　　　　　阿南市市民部長　　　　　　　鈴江　省吾

　　　　　森林組合長　　　　　　　　　内藤　富士夫

　　　　　農業委員会長　　　　　　　　萩野　敏則　（代理）村崎　明汎

三村土地改良区理事長　　　　　武田　恒章

　　　㈱ガイアパワー代表取締役　　藤崎　耕治　（代理）陶久　晴岳

　　　地権者　代表者　　　　　　　石門　正弘

　　　阿南市産業経済委員長　　　　佐々木　志滿子

　　　阿南市産業経済副委員長　　　仁木　啓人

オブザーバー 徳島県農業基盤課　　　武市　俊之・山田　勝久

　　　　　　　南部総合県民局　　　　山本　真樹子

　　　　　　　徳島県農林水産政策課　湯浅　和弘

事務局　　　　農林水産課　　　　　　長田　浩一・松本　佳彦・大谷　高弘

* 次　第

1. 開会
2. 議事
3. 閉会

* 議事

(1) 阿南市農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気による農山漁村の活性化に関する基本計画（案）について

・ 事務局（阿南市農林水産課）より説明

事務局

・第1回協議会以降、御指摘、御意見を頂き、修正・加筆を赤文字で表した（案）でございます。

1頁の上から赤文字部分を中心に順番に説明致します。方針本文中「耕作放棄地」を「荒廃農地」と修正致します。続きまして、「再生可能エネルギー電気の設備整備による」のところを「発電促進」に修正致します。また、方針本文最後に「その際、地域の・・・・・・・・」と追記しております。

2.の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域では、前回提案致しました「橘地区」を削除しております。以降「橘地区」を全て削除しております。また、「区域の所在」を別紙参照としておりますが、6頁に地番図、7頁、8頁に地番明細書を添付しております。この整備を促進する区域につきましては、お手元の資料1、規約をご覧ください。規約2頁、第3条に「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準について定められております。第1号には、この区域に農林地が含まれる場合にあっては、当該農林地の面積または範囲が、当該区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の規模からみて適当と認められること。また、第2号には、当該区域に含まれる農用地が農地法第5条に掲げる農地でないこと。ここでいったん否定されるのですが、ただし、その土地が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、この限りでないとされており、第1号に「農用地として利用することが著しく困難であるもの、その他これに準ずるものであること」と示されており、基本計画（案）にかえってもらいますが、2.の備考欄に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく現地確認によりＢ分類（再生利用困難な荒廃農地）に区分されておりますので、それを追記させて頂いております。

また、基本計画案2頁には、現状写真や航空写真を添付しております。

ここで、資料2、基本的な方針をご覧ください

4頁の「第３」に農林地ならびに漁港及びその周辺の・・・・基本的事項が示されております。

1基本的事項には（1）市町村は、設備整備区域を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の未利用地や荒廃した土地等を優先的に当該設備整備区域に含めるものとする。

（2）また、設備整備区域に農林地または・・・を含めるには以下の点に十分留意するものと示されており、ア、当該設備整備区域に含めようとする農林地・・・の面積または範囲が、当該設備整備区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の規模からみて適当と認められること。

イ、地域の農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさないと認められること。

ウ、協議会が組織されている場合にあっては、当該協議会において協議を行い、地域の関係農林漁業者やその組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の地域の関係者の合意形成を図ることと示されております。

続いて５頁には、2個別事項が示されており、（1）農用地を設備整備区域に含めようとする場合には、以下の基準に従うものとする。①基本的な取扱い、ア、当該設備整備区域に含まれる農用地が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地でないことと示されており、現在、当該設備整備区域は、農業振興地域農用地、つまり青地でありまして、このままでは、当該設備整備区域として基本計画を策定することはできません。このことを踏まえ、基本計画（案）を議論頂き、青地であることを除き、その他の協議が整えば、現在、受け取っております「除外申請」の手続きを進めたいと思っております。

再度、基本計画案にかえって頂き、３頁をご覧ください。

3と4.の間に再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項の欄がございましたが、「荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に当該事項を定めるとなっており、該当しておりませんので、記載不要、削除いたしております。

4.再生可能エネルギー・・・・・関する事項であります。

ここに、「基金を創設し、その用途については、・・・・・・活用する。」と追記しております。

基本計画（案）最後に添付しております「位置図」につきましては、橘地区を削除する

とともに、縮尺を25,000分に1にしております。

以上で阿南市基本計画（案）の修正部分を中心とした説明と致します。

構成員I

・竹バイオマスについては今回は外すが進み具合によって協議会で審査して追加するということで前回の協議会が終わっているが改めて竹バイオマスの件が上がってきた場合前回と同様に追加することが可能であるということを確認したい。

事務局

・前回の協議会でも話しましたが、この協議会は新たな分が出てきた場合は協議会を開いて追加するという審議をする、基本計画に追加するのは可能である。今回については、長生地区に特化した協議会になるので新たな計画が出てくれば、それに関係する事業者、地元、森林であれば森林組合、これらを中心として招集しその中で審議を行い基本計画に追加していく形になっていく。

構成員I

・今は竹バイオマスについて確認したが、他のバイオマス発電についても同じであるか。

事務局

・この法律を使っての部分は、例えば第1種農地でそのままでいけば転用等が非常に難しい農地であっても農林漁業の発展に資する取組をすることによって、第1種農地であっても再生利用困難な荒廃農地であれば開発の方に道が開いた形である。バイオマス発電等々で、同じように第1種農地等に整備をしたいということであれば生かせる話であると思います。前回の協議会でも話がありましたが、経済産業省の方で再生可能エネルギーの部分では、発電の仕方によって売電の制約がかかる。前回ガイアパワーより説明がありましたが、国産のチップを使うのであれば制限を受けない。この制度を使っておこなえば輸入したチップを使用しても制約を受けないなど、制限が解除されるなどがある。そういうことを使うのであれば、他のバイオマス発電についても基本計画に追加をしていく形になる。

オブザーバーA

・議事録の関係でちょっと省略されている書き方になっていますので後で公表されますのでもう少し詳しく書かれた方がいいかなと思います。次回から詳しく書いていただいたらと思います。書類上の細かい点なんですが、今回示された案のなかで、写真をつけていただいとんですが、写真が載っているだけなので、どこが今回の計画のところかわからないので赤線とかで示していただけたらなと思います。

構成員A

・写真をもっとわかりやすく、あといつの時点かというのをつけてわかりやすくしてください。

構成員H

・えっといくつかあるんですけど。文言。荒廃農地これが耕作放棄地から荒廃農地に変わり、設備整備から発電促進に変わってるその理由ってなんですか。言葉の定義みたいなそれをちょっと教えてほしいということと、現状の回復っていうのは、実際の現状の回復っていうのはどこまでの状態に戻すのか基本的にどのように考えているのか教えてください。

事務局

・一つ目ですが元々耕作放棄地とあったのを荒廃農地と修正させていただきました。この文面の一連の流れからして、耕作放棄地という間違いなく放棄されている土地という標記よりも、一段目の形からいえば一年二年ぐらい耕作されなくなって荒廃してきた農地が増えてきている。市内の状況からすれば、耕作を放棄されたという形ではなく少し荒れてきだした農地、荒廃農地が増えてきたという現状であるということで文言の訂正をさせていただいている。もうひとつ言われていました発電促進ですが、市の方針からすれば設備整備によることから発電促進、つまりものを作るということを市の方針として掲げるなら文言の意味合いが若干違ってくるため、市の方の方針として再生可能エネルギーの発電を促進するという方があっている。最後に言われました撤去、現状回復ですが非常に難しい部分で、どこまでを持って現状というかです。今の現状は写真にあるような感じの荒廃農地で木も生えている状態であるのでこれらを、この計画によってある程度整地をして更地にして現状回復と考えられる。今の状態に戻すのではなく、整備をする段階での更地状態にまで整備をされると思いますので、それから設備が据え付けされる中で、計画で示しているのは、例えば今回で言えば太陽光のパネルだとか機材一式が撤退するときにそのまま残されたまま撤退されるのではなく、機材は当然撤収する費用もこの事業の中に含まれているという風なことを当然のように明記させていただいている。イメージするところは更地に戻るという状況だと思われる。

構成員H

・一応わかるんですけどさらに確認なんですけどね現状の回復っていうのはね、この前事業者も撤去する考えはないと、続いて発電所として使いたいとありましたけど市内にもいろんな発電所が出来てきてそしてこうあのうなんて言うんですかねN社のスラグを使うことをおっしゃてたんですけどあれはこう普通の土から見ても見るからに形状が違いますよね。それでこう粒も大きかったりしてだからそれをそういうものを持ち込んで上に乗せてコンクリートの基盤基礎をうったりしてもし仮に撤去となればパネルやコンクリは除いてそのスラグ類を目に見える形では全部取り除いた形の更地に戻すというのが現状撤去及び現状回復と考えてよろしいでしょうか。

事務局

・そういうイメージでと思っています。

構成員F

・現状回復を厳密に申し上げると、いまジャングルみたいになっています。ジャングルに戻せるかと言われるとジャングルには戻しません。我々としては木は伐採しますが基本的に抜根はしない予定です。不陸がありますので砕石を入れてできるだけの水平をとるというのを考えています。日本電工の粘土スラグを入れるお話がありましたが、ひとつの案として考えています。もちろん日本電工さんがあらゆる検査をして安全上問題ないと言われているものなので、見た目が若干最初は緑色なので気にされる方がいるのはいらっしゃいますが、その辺は地元の皆さんと協議会の皆さんの意見を伺って使用するしないを考えたいと思っています。我々が撤去をするのは基本的には、コンクリートの基礎から上を考えております。あと一部フェンス等をしなければならないところがありますのでそのようなフェンスも撤去をしたいと思っていますが、入れた砕石に関しては全てを除去するというところまではいけないだろうなという想定でおります。あと今回に併せてできるだけ護岸の整備それと極力景観に配慮したちょっとした公園的な雰囲気にしたいと思っていますが、そちらの方ももちろん残していくつもりでおります。現状の回復というところを厳密に戻すつもりはありません。あと地元の皆さんのご理解をいただけるのであれば買い取り期間は20年間保障されていますがより長く同じ場所で発電を続けていけたらと思っているところです。

構成員I

・関連でこれは協議会ですのでここで計画段階で確認をしておかなければならないと思うのですが、その中で今おっしゃったように基礎の部分の上の撤去で現状回復という位置づけでいいのかどうかそういうとこなんですけど地権者の皆さんのご意見も聞きながらここで今計画議事録を残しておくべきだと思うんですけど。

構成員G

・まず基本から言えば僕たちにとって、今の状態は30年来続く自分たちが生まれて育った土地がああいう状態が許せないということで僕たちはいろいろな関係各所に陳情を出したりしてようやくこの場までたどり着いた。ですから、基本的に撤退される場合は更地でとりあえずはいい。

構成員I

・そしたらですね、更地というのは今事業者がおっしゃっていたいわゆる砕石とかですね、はそのままでフェンスと太陽光の基礎部分から上を撤去が現状回復と見込んでいるという話なんですけど、それで地権者の方はいいのか悪いのか。

構成員G

・んー僕個人では即答はできないんですけど、個人的には仮に時期的に言えば20年後に撤去。継続してやっていただけるというのが僕たちにとってはベストですけど、その時代の地権者の人の意見を踏まえてもらえばいいですけど、今僕たちが20年後をどうこうって言っても僕たちいないから。20年後に拘束をかけたくない。20年後には時代がどうなるかわからない。この協議会がほこまで権限があるんだったらちょっとそれは

構成員I

・最低限のところは、現状回復っていうのはこの協議会のこの基本計画が全てですから、最低限のところは決めておかなあかんのです。それ以上のことについては、その時代の方々になると思うんですけど、やはり最低限そのような覚悟でいいのか今の段階で、この計画の段階で現状回復というのは、最低限基礎の部分から上、砕石についてはそのままでいい。フェンスと、桜は置いといていただいて、そういう基礎から上の部分で、業者さんが考えている基礎から上の部分それからフェンス、護岸についてはそのままにしますよ。桜については置いときますよ。砕石についてはそのままの状態で置いときます。これで最低限で計画段階ではそれでいいのか悪いのかなんですけど。

構成員G

・事業者さんと話して今の段階では事業者が言われた程度でいいと思う。後の詰めというか詳細はその時代の人に事業者さんと話してもらうということでないと今この場で

構成員D

・ちょっとねGさんそういよるけど、話聞きよったらIさんがいよん正解と思う。事業者がいよんが一番正解。更地に返すっても元の現状復帰は無理なんやから、護岸と桜は置いといてもらっていいと思う。あと20年後、一応対応期間は20年ってなってもっとやりたいっていよるけど、とりあえず20年の計画組んどいて20年後どうするかじゃなくて、基本的には基本計画の中に織り込んでいかなあかんので、今の状態の上にコンクリートを除けると、どこともこういう感じでいきよると思うんでね、あと運用面ではいろいろ問題出たと思うけどこれは相談せなあかんけど、20年先どうなるかとかわからん。ほんな先まで決めんと基本計画についてやっぱり決めなあかん。私は事業者がいよる通りしたらいいと思う。基本的に。地権者全員来て全員の意見聞けんのやけんそのための協議会やから、地権者のここはこうする。またここはこうするとかガイアさんそんなんできん。計画に沿ってやっていかなあかん。中には文句言う奴もおるけどほれはあんたやが話せなあかん。協議会でこうやってこうやらんかとほうやって決めていかなあかん。メンバー見たら関係ないがおる。関係ある人を協議会入れていかな。例えば農協、アグリや北部支店の支店長呼ぶとかほの方がもっと厳密な。もっと地元を知った人を入れてこな、机の上で討議するんやあかん。現地行って現地見もって進めて行くんが妥当と思う。どない思うぞ。机の上だけでええんか。航空写真付けて写真付けただけで。

事務局

・いろいろご意見いただきました。今回ご審議いただいているのは、阿南市全体としての基本計画の中で今回については長生地区の分も当然入っております。先ほど説明させていただきましたが、この法律の中で規約等々で関係する農林漁業団体さんの方のご意見も聞くと言う中で、基本的事項の中に農協さん、森林組合さん、漁業組合さん、農林漁業に関係する団体の方にもご審議いただくということで、事務局の方はそれぞれの代表の方を御指名させていただきました。当然具体的な部分の協議、例えば今ご審議いただいている基本計画の中で4ページの7のところ、現状回復のところで案として示させていただいているところを読み上げさせていただくと、「再生可能エネルギー設備を撤去する際には設備整備事業者が直ちに土地の現状回復する義務を負い、現状回復にかかる費用全額を負担することとする。」というのがまず1行目2行目で示させていただいておりますが、そのあと3行目からなんですが、設備整備計画の審査を行う際にと言うことで、基本計画が策定され公表された後に事業者の方から、設備整備計画というのが提出される。それについては、具体的に現状回復はこういう風にやっていく、事業計画はこうやっていく、資金計画はこうやっていく、という詳しい部分の設備整備計画これが具体的な部分の計画書が事業者から出てくる。それもこの協議会の中でご審議いただくようになる。その部分になったら、当然地元の方にもおいでてもらって、その中で撤去の方針であったり現状回復の方針であったり、そんな具体的な設備整備計画で表してもらうことが必要でありますし、その中では事前に市の方で書類審査の中でこれらの事項に加え、現状回復されないときの損害賠償や土地の賃貸期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。この3行目以降の部分については、設備整備計画の審査の部分になりますので、設備整備計画の審査についても本協議会においてするような予定になっておりますので、その場合には改めて構成員の皆さんを指定させていただいて、具体的に本当に地元に関係する議題になってきますので地元の方も入ってもらいながら審議をいただく、地元に入ってという形も中には必要であるかと思いますのでそのあたりは参考にさせていただいて、次の設備整備計画の審議の際にはこの意見を生かさしていただきたいと思います。

構成員D

・説明はそれでいいと思いますわ。ただ、地権者とか地元改良区の意見をもっと聞いて欲しい。行政は3年か5年で変わる。あんたやってずっとおらんだろ。地権者は死ぬまでずっと一生おるんよ。ほなけんほういう意見をもっと尊重してくれだ。一生おる人と役職で来とる人はちゃうでよ。一生おる人の意見もっと聞いてくれ。地元の。何したって地元の意見が一番と思うで。地元の意見聞けってなっとるで、この問題は、そうやろ。今地元の意見聞いたん初めてのちょっと言うただけでないか、もっと聞かなあかんわ。あんたが説明するんはいんで読んだらわかるわ。生の意見聞いてほれを反映せなあかんわ。地元の意見をもっと吸い上げてその中で一番いい方法をこれやって決めな、ほれが基本計画違うんか。書いただけを読んで説明してこれでよろしいか、ほなこれで策定します、案で行きます、ほらこれも方法かもしれん。それは形だけの協議会違うかえ。もっと中身の濃いのをやってほしいわ。私は地元の農業委員しよって嫌われとるわ。嫌われとってもかんまん。やりたいことやって正論で通したらええんで。そうやなIさん。何回も言い合いしたわ。間違えとるあっとる言うて。それが、生き様思うんやけどな。どない思う。私が間違えとるで。間違えとったら謝りますわ。

事務局

・その通りなんだろうと思います。先ほども説明させていただいた通り、今現在はこの協議会の中で基本計画案のご審議をいただいております。その後、設備整備計画、これは長生地区の具体的なこの太陽光発電設備の計画であって、その中には発電するという計画だけではなく、地元の部分の現状回復の内容も入っていますし、それこそ農林漁業の発展に資する取組の部分が具体的に出てくる。それに少しずつ前回から議論のあります基金の取扱い等についてもそこで具体的に示していく。その内容を地元の人を含めた形の協議会の中で議論いただきながら、これで決まったらそのまま20年25年その計画通りで進めてもらいます。そのために基本計画は阿南市内全体の推進方針という形で今から決めさせていただきたい。その後出てくる設備整備計画というのが、長生の部分に特化した部分の計画であるので、そこで十分内容を地元の人の意見を拾った形の確認をいただけたら、これが最後まで設備がある間中その計画が生きているということになりますので、その審議の時は当然地元の人も入ってもらう形で地元の意見を聞きながら承認ができればいいのかなと思っています。

構成員H

・ほなけん、その設備整備計画のね、こう事業者の具体的なものが出てくる前にその計画が現場に合うのかどうかっていうのがやっぱり現場を見たり上にあがったりして確認しておく必要があるようにも思うんです。それがより丁寧な対応だと思うんです。あの、やっぱり、あの、もし私もさらっと見ただけなので行って皆で行ってみるというのが必要じゃないかなと思うので考えていただきたいと思います。それとやっぱし、そのあの、議事録ですので、同じ意見ですけどその、間違った言い間違いやは省いたとしても、リアルなこう、現場の雰囲気が伝わるようなこうあのう、録音もされてるようなので、それからも要望お願いします。

構成員G

・この協議会というのは表題にあるような題目で、今議題となっている長生の事業を進めるかっていうのを決めるんでしょ。順序的には。ほんで詳細を、協議会で承認して進めるとなって事業者から設備整備計画が出てあと詳細を打ち合わせっていう段取りなんでしょ。たぶん。僕が思とんわ。それだったら、まずこの事業を進めるかどうかを決めて、決めな前いっても仕方ないというか、これをこの事業をまず承認せないけないんじゃないですか。この協議会で。

構成員I

・承認の前に設備整備計画を立てながらそれを承認するかどうかを決める。計画の前にこの協議会を審議する事項の内容を

構成員D

・手順があるでしょ。

構成員G

・ほれだったら事業者さんから早めに事業計画を出してもらわな、ここで議論したって仕方ないじゃないですか。

構成員I

・詳細の前の阿南市全体の計画は今これでよろしいか。

構成員D

・まあええけどね、これをとりあえず決めなんだら進めんのよ。ほなけん今やっさもっさやりよんよ。なっ。ほうやっていうたらええんよ。

構成員G

・要するにこの案を了承するか、この場合はそういうこと。前進みましょう。

構成員I

・ほなけんいずれにしろ、設備整備計画の際に我々の方が求めたいのは、今ちょっと議論があった現状回復の部分についても詳細がどんなもんかっていうのを事業者の方は今日議論したものを持ち帰って計画を作成していただきたいと思いますけれども。その前にできれば、現地、現場を見るんであれば、見に行くと。ほの設備整備計画が出る前の時期が審議の際にはしやすいんでないか、と言うご意見ですね。もう一点私から質問させていただきます。前回ですね、私からも質問させていただきました基金の取扱いについてですけど、ぜひとも地元で使っていただきたい。当該土地については長生町内であって、隣接三村の部分でありますので、地元優先で使っていただきたいとありますが、ただその基金という物への危惧行為というのは、会計上管理がしっかりしていなければいけないものであると私は思います。ですので、公的な基金を創設して市が管理するなりなんなりで、ただ一つの但し書きの中には、この長生町のことなので地元の農山漁村の活性化に資する目的のために処するという、長生町への縛りを入れていただければありがたいなと思っていますが、前回の話では、地元の振興会に寄付をしたり市の方に寄付したりという、どちらになるか分からないという議論であったと思います。ですので、これについては事業者も市も含めてどんな考え方でいらっしゃるのか、前回から今のご意見どんな感じなのかなとお聞かせ願いたい。

構成員A

・今のご意見、基金の使用の仕方、管理の仕方と言うことに関わってくるかと思いますが。

構成員F

・では事業者の方から。

構成員G

・あっ。

構成員F

・どうぞGさん。

構成員G

・この基金ができるにあたって事務方の方のこの基金のイメージっちゅうんが今あるんでしょうか。それを言うてもらえたらそれに対して意見言うけど。基金がフリーハンドでいいってことはありえないんでしょうか。基金はこういう物じゃっていう指標みたいなんがあればまず教えてもらいたい。それには意見言うけど、なんでも使っていいってわけではないんでしょ。

構成員D

・ほれはね、長生のために農林漁業を発展に資するために使う。ほれでいいんちゃうん。

構成員I

・ほんでね、その管理先なんですけど、地元の単独で振興会で管理しますよって言うのか、市で基金を創設しますって言うのか、まあ公的基金の方がいいんではないかと言う意見は前回もでましたが。

事務局

・ただ今の基金の部分になりますが、基本計画案で示さしてもらっている部分につきましては、基本計画案の3ページのところでですね、今回の部分として追記をさしてもらった部分がございます。基金を創設しその用途については、「阿南市、地元等と十分協議の上、農林漁業の健全な発展に資するため活用する」と言うところでこの基本計画内にはこのような形で記載をさしてもらってます。内容的な部分でいきますと、本事業におきましては、農林漁業の発展に資する取組を行うという中で基金で積み立てて、それでということで話も出てますが、実際20年後25年後の部分の話もありまして、先ほどのお話でも復旧の部分として、現状回復の部分としても、20年後の地権者、20年後の状況で意見も聞かなければという部分もありますので、先の話になってくるということで、その基金の管理どうこうの部分も話が出てくるのではないかと思います。ですから、市の方針としましては、当然今もいろいろ意見が出ておりますが、地元が一番影響を受けるという部分もありますので、地元の意見を十分聞きながら阿南市全体の農林水産漁業すべてに関わる問題でもありますので水の部分の問題等もあるかと思います。それで、市全体として考えるところもあるかと思います。それで今もいろいろ意見が出ておりますが、市の基金にしておけば、市の方で管理ができる。実際基金を運用する、基金を予算化して、議会の承認が当然必要になる話になってきます。議会の承認を得て予算の方に、基金から予算にあげてどのようにするかという、それから基金の運用上の部分でいくと、市の基金を積み立てる場合は基金条例という条例を作らなければならない。基金条例で当然農林漁業の再生可能エネルギー法に基づく事業によっての基金でありますので長生地区等々、地元の農林漁業の発展に資する取組の一環として基金を創設するという形の基金条例を創設して、それによって使途等を基金条例で示しておけば、公平公正さがそこで保たれるという部分もあると思いますので、市の方針でいけば市の基金とすることが、今考える部分でいくと一番いい方法でないかと思います。20年後25年後の話となってきますので、現状回復をした形であってもそのあと、そのままであったら何十年後かにはどういう形になるかわからない。一番いい方法はまた農地に戻すというのもいい方法ではないかと思いますが、なかなか多大な費用も掛かるかと思います。それから言えば、その基金をもって地元振興と言いますか、阿南市内の農林漁業に資する取組に一番何がいいのかというのをその20年後に25年後に確認してそれに使う。その時の議会の承認も得る形になりますので、その形が一番いいのではないのかなという風に思っております。

構成員I

・設備整備計画は事業者側が協議会に委ねる計画があるでしょうから、この場で基金については市の方で基金については地元をメインとした基金として設置をするという計画で決を採るべきだと思いますけど、どうですかね。

構成員A

・今I構成員から基金の管理、運用についてどういう風にしていくのか、事務局の方からは市が基金を創設して管理をしてそのために使っていく、こういうやり方がいいのではないかという意見が事務局からありましたが、それを受けて仁木構成員さんの方がこの場で決をとってどういう風にしていくか決めた方がいいのではないかというご意見ございました、これについてどうでしょうか。

オブザーバーA

・その案で、案がどうなるかによって地元の反対派の人でおるっていうこともちらっと聞いたんですけど、その人達への説得がうまくできるかどうかが関係してくるんだったら、ちょっと怖いなと思うんですけど、そのあたり大丈夫なんでしょうか。

構成員I

・ちょっと今のもう一回噛み砕いていただければ。

オブザーバーA

・反対されている方たちがいるように聞いとるんですけど、その方たちへの説得にするような材料でその基金の使い道が重要な意味を持つんだったら、安易に決めてしまっていいのかな、と思ったんですけど。

構成員I

・えっとですね、それが反対派があるのかないのか定かではないですけど、ただ、その説得材料に例えば基金の中から対策費としてどうぞという話の危惧をされとるということですか。

オブザーバーA

・えっと、あの、前回隣村とかの自治会で使えるようにしたいとおっしゃとって、私の受けた感覚はそういう材料を持って話をして地元の合意をとられるのかなと思っとったんですけど、今は市に預けて市で地元のために使うように方向を決めて規約を決めて基金を使っていくという提案だったんですけどこの辺もそれをどうするか、市に一回預けるかとか自治会に直接預けるかによって、地元の反対意見を抑えるとかそういうことが無いんであればいいんですけど。

構成員G

・前回に述べました、僕が基金について言った意見ですよね。それは、私的な意見であって、この設備ができるにあたって影響を受けるのはこの3つぐらいの村だから、その基金を利用して農道とか水路とかの補修に使わしていただければ、と言うのは僕の私的な意見で、今言われたようにそのお金の対策を反対されとるとかなんとかを地権者以外でおるっていうのは僕も聞いてますけど、その対策としてではなく、前回はこの基金があるっていうのであれば影響のある地域の農林水産に資する使い道、農道とか水路とかの補修に使えれば、僕たちはこの基金の本当の意味合いがあるんでないかという私見です。

構成員I

・当該農地が三村の所在地になるんです。三倉地区なんですけど、三村が隣接しているという所で所在地なんで所在地でお金が下りてくるのが当たり前でしょ、という意見を述べていただいた、と言うことなんでご危惧されていたことが起こった際に、市の基金であれば議会を通さないといけないので公正公平が保たれるという部分もありますので、勝手に誰かが勝手に使うということができないので、そういうような基金のあり方がいいのではないかなと言うご提案です。

オブザーバーA

・より公正公平が保たれると。

構成員I

・地元だけの運用ではなくて、地元の意見を聞きながら公正公平が保たれるという位置づけでの提案です。

構成員A

・今日たちまち基金の管理方法について決めなあかんのではない。

事務局

・本日ご提案させていただいている基本計画案の中で、追記をさせていただいています。ここには基金のことをどこがどう管理をするかという部分を含めずに記載をさせていただいています。ここで、今までの意見を総括するんであれば、例えばこの頭に阿南市に基金を創設しその用途については阿南市、地元等が十分協議の上ということで、とりあえずここで阿南市に基金を創設するということを明記しておれば、とりあえずは阿南市の基金で創設するという部分が明記をされるので、そのあとの部分については当然地元等地元の意見を十分聞きながらと言うことで、使途等は基金管理条例のほうに具体的に定めていくという流れになってくるかと思いますので、ここの文言で阿南市にという文言を入れるか入れないかという部分の判断になってくるのではないかと思います。もしくは、このままで置いておいて今後の設備整備計画の中で具体的に、そういった部分を資金計画の中に利益の何パーセントかを資する取組にということで、明記をしていただくようになっておりますので、その中に基金部分については阿南市の方に基金を積み立てるという形で記載をしていただければ、その部分として設備整備計画上の資する取組の部分ではそういう風に記載をいただければ、ということで、ここで改めて基本計画の中に阿南市に基金を創設するという記入をするか、それとも設備整備計画の方で改めて具体的に基金の部分は阿南市に積み立てるという風なことで記載をいただくか、どちらかになろうかと思います。

構成員I

・設備整備計画は事業者が出してくるものですよね。そこに、阿南市に基金を設置するという文言が入るというのはおかしいことないですか。今後協議会で協議せなあかんことないですか。事業者としては、地元が資する目的なんであればどういった格好でもいいんですか、って前回いよったじゃないですか。それであれば地元も協議会に入れられとるのであれば協議会の方で協議会の中に阿南市にという文言を入れるべきでないですか。

構成員D

・その方がすっきりするな。

オブザーバーA

・計画上様式の中には設備計画にも書く欄はあって、具体的に書くようになっとんですけど、やはり基本計画に定めておく方がいいかなと思います。

構成員I

・ですよね。なので設備整備計画はちょっと筋が違う。

オブザーバーA

・そうですね。書く欄はありますが、繰り返しになるので。

構成員D

・やっぱり基本計画に入れとかんと、と思うけどな。重ねてしまうしな。

構成員A

・それではですね、この基本計画4ページの4ぽつの最後の枠の一番下2行の赤で書いてある、阿南市に基金を創設しということで、阿南市に基金を創設するということで具体的にするという形でよろしいでしょうか。

構成員一同

・異議なし。

会長

・はい。それではちょっと時間も経過しておりますので、先ほどのご意見の中で7番目の現状回復のところで、いろいろ意見ございましたが、この基本計画においてはこのままでよろしいでしょうか。基本計画、設備整備計画はまた後日提出されますが、今回のこの基本計画については、この記述のとおり、もちろん基礎から上を撤去するうんぬんは記載されておりません。これでよろしいですかね。基本計画としては。

構成員I

・これは他市もこんな感じなんですか。ただし書きとかないんですか。

事務局

・基本的には無い部分ですね。

構成員E

・現状回復っていう現状はこのままいくっていうことですか。

構成員A

・基本計画の中ではこれでいくということです。また後日、設備整備計画が提出されますので、その中でご意見等うかがうということで、

構成員D

・ほなけど、クラッシャーは置いとくってことやな。

構成員I

・クラッシャーとスティックと砕石と。

会長

・それでは、他にこの基本計画案についてご質問等ございませんか。ございませんでしょうか。

構成員F

・あの、よろしいでしょうか。基本計画の中ではないんですけど、基金に関してですね、弊社が年間400万円予定ということで、先日設備案を申し上げたんですけど、この金額に関して、確実に400万円毎年積み立てられるかというところに関しては、我々事業として成立するというのが前提ですので、その辺に関して我々として最終の見積を考慮した上で、事業計画をもう一度設備整備案が整った中で承認された上で、最終の見積を出し、事業計画をもう一度はじき直してこの辺りの額に関して、市とまた地元の皆さんとお話をさせていただきたいという風に思っているところなんです。あくまでこの額を目標にやっていきたいという思いはあるんですけど、この400万きっかり毎年確実に拠出できるかどうかに関しては、現時点では確実だということが申し上げられないということを申し上げたいという風に思っております。以上です。

構成員I

・ちょっとよろしいですか。そしたらですね、この400万の試算なんですけど、400万の試算について事業計画の時に詳しく質問すればいいんですけど、400万というのは、いわゆる利益ではなく、売り上げの何パーセントを見込んでいるんですか。

構成員F

・おそらく、そういう形で整備をもう一度見直しをして、出さしていただきたいと思っています。

構成員I

・事業計画を出される際は金額指定でしたら400万いかなければならないと思いますので、利益でなくて売上の何パーセントという記述の方が、

構成員F

・できれば、税引き後利益の予定の何パーセント、でですね、事業者も若干の配当を期待してますけどそれを事業者が丸どりをせずに地域の皆さんと共有するという、そういう趣旨だと思いますので、そういう整備をさせていただければと思っています。設備整備計画を出す段階で、ご提案をしたいと思います。

構成員I

・純利益で、税引き後の上りでの何パーセントで、なんぼのときはなんぼとか、そういうパーセントでなく金額指定も書いといてもらえた方が分かりやすいかと。

構成員F

・大まかな収支表はお出ししないとと思います。

構成員A

・ほかにご意見もございませんので、それではですね、１つ確認なんですが、基本計画案でご意見いただいた中で、まず写真の詳しい説明、それと先ほどの基金のところで阿南市に基金を創設するという修正を加える、変更部分はこの2点でよろしいですかね。よろしいですか。それでは次の議事に進まさしてもらいます。その他になりますが、事務局の方から説明お願いします。

事務局

・先ほどの説明でもございましたが、実際この基本計画の中に入れる用地の部分で、再生可能エネルギー発電を促進する区域ということで示さしていただいておりますが、この部分については、農振農用地、青地であったらここにはあげれないということになりますので、今の現状でいえばこの形は農振除外と言われる手続きが終わらないと正式にここの土壌にあがってこないと言うことになりますので、それをもったら、今の修正点2点ほどありましたが、写真説明の部分とそれと基金の部分で阿南市にという部分を追記させていただいて、農振農用地の部分以外のところでよしと言っていただけたということだと思いますので、それによりまして、事務局としましては阿南市の農林水産課でございますので預かっております、農振農用地の除外の申請の部分の手続きに入るため今後県との協議に入っていきたいなと思いますので、それをご了解いただけたらと思います。それで次回の協議会の開催でありますが、この農振農用地の除外の手続きが完結した後に基本計画についてはその状態をもって、今の修正点をもって、最終再度は第三回目に最終議論いただく、承認をいただく運びになるかと思います。農振農用地の手続きが期間がどのくらいかかるか分からない状況ですので早ければ、2か月ぐらいでできるかもしれませんし、いろいろ協議をしないといけないところも出てくるかもしれません。それによったら、緊急にこの協議会を開く必要も出てくるかもしれませんので、次回につきましては、今のところ未定でございます。順調に農振農用地の除外の部分の手続きが進むことであれば2か月後ぐらいにできると思います。この基本計画、最終これでよろしいかという部分で、それを受けてそれを公表して、そののちに設備整備計画が出てくるという流れになりますので、ただいま構成員の皆さんにもご意見が出ましたように次回最終の結論が出るようになれば、現地で今の状況をご確認いただく必要もあるかと思います。改めて次の協議会以降は設備整備計画の審議がやってくると思われますので、そのために再度人選の方を考えさせていただいて、地元の意見の部分も反映できるような人選の部分も考えながらと言うことで行きたいと思います。次回の日程でございますが、いろいろな事情がございますので、決まり次第構成員の皆さんにご連絡をさせていただくことでお願いしたいと思います。

構成員D

・農振除外はまだ出してないの。4月ごろできると聞いていたが。

事務局

・説明の方で具体的に言えなかったのですが、両方の進捗がございまして、この基本計画が承認される見込みがあるとなってきたらですね、農振農用地の除外については、農振法の方で縛りもありますが、それ以外にも同じように転用が可能であるというのが大きい条件にもなっています。その中で、この農地については第1種農地になりますので、そのままでいけば転用は原則不可の農地でありますので、この協議会、それから基本計画の策定の進捗具合によってそれがいける見込みが方向性がついたら、この事業が進むことによって転用の不可が可になる形になってきますので、それからいえばこの協議会、それから基本計画の協議の部分によって転用ができるかできないかの判断をするという形になりますので、同時進行という形でありながら最終的には農振除外が先にしなければ基本計画は定まらないということで、そのあたりのタイムラグがありまして、そういった部分で、

構成員D

・ほな長生は第1種農地やから、基本はあかんのやな。ほれを話していきよるのに、基本計画決めてほなあかんわってなったら、かっこつかんでないか。もっとはよ動かなあかんの違うんか。

構成員E

・面積が大きかったら、知事の認可、大臣許可とか面積によって違うな。どこまでいるで。

オブザーバーA

・農地法上では、4ｈａ以上になると農林水産大臣の協議が必要になります。知事が許可するんですが、大臣に協議が必要になります。ただし、今回の場合はこの協議会をもって、農地の土地利用の調整が整ったとみなすことができまして、国との協議は必要であればするほうが好ましいということで、国に確認したところ、情報を入れていただいたら、それで協議が整ったとしていただいていいですよと回答がありました。この場で協議がまとまることが農地法の許可とみなせます。今回の場合は協議は不要で情報を入れてくれたらいいということです。

構成員A

・事務局がさぼって、そのままにしとったってことではないので、誠実に対応させていただいてますのでその点についてはご安心ください。他にありますでしょうか。

構成員F

・早ければ7月に次回開催ということなんですけど、この7月に設備整備計画の案みたいなものをご審議されるという状況なんでしょうか。それとも7月はこの基本計画案を公表に向けた最終の会議で設備整備計画の案の審議というのは、またその次の協議会というイメージなんでしょうか。

事務局

・今説明したとおりなんですが、それが6月の終わりになるのか7月の初めになるのか、分からない状況なんですが、その状態でスムーズにいけば農振除外の状態であるというところで、基本計画が最終そのあたりで、策定、公表されるという流れになります。そしたら実際は現実的には、阿南市の基本計画が公表された後、事業者の方から設備整備計画が提出される流れなんですが、おそらく量的にもたくさんあるかと思いますので、事前に審査をしておきたい、という部分もありますので、正式的に提出の前に、事前に提出をいただいて、その間に協議をいただきながら、できればその次の会以降早い段階で正式な形として、審議に入りたいというところになります。それを受けて書類審査をしていけば、書類審査も時間がかかると思いますし、県との協議の部分も必要になってくると思いますので、そのあたりを踏まえて事前に、基本計画策定前に案と言う形で、ご提示いただければと思っています。

構成員F

・7月のその次の会議で設備整備計画を議論する場ではないということですか。

事務局

・決められているのは、公表後に出るということなので、そのあたりは同じ日に

オブザーバーA

・順番的には、除外ができて、基本計画ができて、設備整備計画を策定です。事前協議は進めていったらいいと思います。

事務局

・早ければ今の話のように、次集まってもらった時には、冒頭で基本計画の最終の議論をいただいて、それが終わったら、本日付で公表しますということで、引き続き設備整備計画の審議に入るという部分で、いけたらその形の方がいいかなと思っています。

構成員I

・現場を見るということがありますので、日は同日でいいと思いますが、次公表するための集まりますの時に行ったのであれば内容がないと思います。

構成員G

・現場は行くの決定ですか。現場を見るというのは決定ですか。

構成員I

・その方向で。

構成員G

・写真を撮ってきて、

構成員I

・この協議をする上で、現場を皆さんが見るというのは信ぴょう性がある。必要なプロセスになるかとは思います。

構成員A

・どうでしょうか。現場も近いので見に行くのでどうでしょうか。

構成員D

・バスで皆で行ったらいいでないか。

構成員I

・次回の協議会の公表が決定して、現地見に行って帰ってきて、設備整備計画を審議する。

構成員A

・具体的な日にちは決まってませんが7月以降ということで次回は開催予定に現地の視察を地元の方と一緒に行かせてもらうということを入れさせていただきたいと思います。他になければ本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。それでは、構成員の皆様には長時間にわたりまして協議していただきましてありがとうございました。それではこれを持ちまして第2回協議会を終わります。ありがとうございました。